

パブリックコメント（意見募集）

「鳥羽市民の環境と自然を守る条例」と
「鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業
と自然環境等の保全との調和に関する条例」
の一部改正（案）の概要

募集期間

令和 2 年 7 月 16 日（木）から
令和 2 年 8 月 7 日（金）まで

お問合せ先：環境課環境保全係
電話 0599-25-1147

1 一部改正理由

(1)「鳥羽市民の環境と自然を守る条例」(以下、環境自然条例)は、鳥羽市民が健康で文化的な生活を営むうえにおいて恵まれた自然と良好な生活環境を積極的に確保することが重要であることにかんがみ、良好な環境の確保に関して市、事業者及び市民それぞれの義務と責任を明らかにし、環境と自然を守るための施策の基本となる事項を定めることを目的に昭和48年10月に制定された。

(2)「鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等との調和に関する条例」(以下、再エネ条例)は、再生可能エネルギー源を利用した大規模な発電設備の建設やそれに伴う山林の伐採、土地の造成等により伊勢志摩国立公園の優れた自然環境及び自然景観の消失並びに地域の一次産業及び住民生活への影響が懸念されていることにかんがみ、再生可能エネルギー発電事業と鳥羽市の美しく恵まれた自然環境、魅力ある景観及びそれらの恵沢を享受し安全で安心して暮らすことのできる生活環境の保全と調和を図るとともに、人と自然が共生する豊かな地域社会の確保に寄与することを目的に平成30年3月に制定された。

この度、鳥羽市景観計画を新しく策定し、それに伴い市景観条例も一部改正され、新たな景観保全対策を実施していくこととなったことから、これらの趣旨などに沿って上記2つの条例を改正するものです。

2 主な改正内容

(1) 環境自然条例の一部改正

①市景観計画、市景観条例によって新たに対策され不要になった条項を削除する。

(第38条の5から第38条の8)

②自然保護や緑化について、現在は法制度等による対策が充実しており、本条例の「みどりの監視員」の設置は必要なく、活用されていないことから、該当の条項を削除する。(第44条)

③樹木の保護については、法制度による対策が充実しており、現在まで保護樹木の指定は行われてこなかった。また、市景観条例にて景観重要樹木の指定制度が新設されことも踏まえ、本条例における「保護樹木の指定」は必要なくなったことから、該当の条項を削除する。(第45から第51条)

④事業所等の排水対策や潜水器の使用に対し、関係漁業協同組合に「同意を得なければならない。」とした表現を「事前に協議しなければならない。」などに変更する。(第61条第1・2項)

(2) 再エネ条例の一部改正

①風力発電設備の適用条件を「13メートル」から「10メートル」に変更する。(条例第3条第1項第2項)

3 今後の予定

パブリックコメント結果の公表：令和2年8月中旬

市議会議案提出：令和2年9月(予定)

4 施行期日

令和3年4月1日から施行します。